

山岳保険のご案内

《団体総合生活補償保険(MS&AD型)》

おすすめポイント

- 1度加入すれば、お出かけのたびにご加入いただく必要はありません。加入もれがなく安心です！
- 近年の登山ブームに伴い、過去10年間では遭難者は増加傾向にあります。本制度では登山やハイキング中など会員の皆さまの様々な危険に備えられます。
- 保険料は約**30%**の割引適用！

割引について
 団体割引30%が適用されます。団体割引については、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

すべてのタイプに
**熱中症危険補償特約と
 天災危険補償特約**が
 付いています。

制度のラインナップ

「登山コース」から1つ、「ハイキングコース」/「トレランコース」/「スポーツクライミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。

山岳登山からスポーツクライミングまでさまざまなアウトドアスポーツに対応

登山コース

ハイキングコース

トレランコース

スポーツクライミングコース

山岳共済会の保険は下記すべてをカバーできます。*加入タイプによって補償内容が変わります



(日常生活賠償つきタイプの場合)



自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。

日常生活賠償特約は日常生活での賠償事故が対象となります。

昨年からの1年間*で**入院は231件、通院は609件**お支払いしています！

*2023年7月1日～2024年6月30日の支払実績

- この保険は「日山協山岳共済会」が保険契約者となる団体契約です。
- この保険のお申込人(=加入者)となれる方は「日山協山岳共済会会員」のみとなります(以下、「会員」とします。)
- 会員は、毎年、会費が必要です。
 詳しくは、別途配布されております「山岳共済会のしおり」をご確認ください。

日山協山岳共済会

お問合わせ

日山協山岳共済会山岳共済事務センター 月～金 10:00～17:00(土・日・祝日除く)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-7-11-707
 TEL 03-5958-3396 FAX 03-5958-3397
 Eメールアドレス sangakuyousai@mbd.ocn.ne.jp
 ホームページ https://sangakuyousai.jp

代理店・扱者 瀬田工業有限会社 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
 TEL 03-3983-8702 公務第二部営業第二課

(コピーしてお使いください)

事故報告書 (日山協山岳共済会・団体傷害保険制度)

山岳共済事務センター 行 (報告日: 年 月 日)

FAX 03-5958-3397 (TEL 03-5958-3396) Eメール sangakuyousai@mbd.ocn.ne.jp

山岳連盟(協会) *所属の場合	
山岳団体名 *所属の場合	
保険ご担当者	
ご連絡先	(住所) (日中つながる電話) (FAX)
共済加入者氏名	
会員番号	加入タイプ

おケガをされた方 (被保険者)	フリガナ	フリガナ
	氏名	住所 〒
	生年月日 TSHR 年 月 日 (才)	電話 () 職業
他の保険契約	有 無 不明	保険会社 保険種目 証券番号

事故日	令和 年 月 日	午前 午後 時 分頃
事故場所	都道府県 市区郡 区町村 (山)	傷 右 左
事故状況	おケガの部位に×印をして下さい おケガの部位 頭 顔 首 肩 胸 腹 背 腰 上肢 下肢 手足 指 爪 顔面 顔面 おケガの症状 打撲 切創 骨折 脱臼 捻挫 火傷 欠損 その他	
免許証 (種類) (No.) (有効期限) 年 月 日まで	通信欄	
医療機関 ① (病院) (整骨院) ② (病院) (整骨院)	就業不能期間 年 月 日～ 年 月 日	
入院 (有) (無) 月 日～ 月 日 (日間)	届出警察署 届出年月日 年 月 日	
入院した場合で手術の有無 (有) (無) 手術名 ()	届出人 () 受理番号 ()	
通院 (有) (無) 月 日～ 月 日 (日間)	届出警察署 届出年月日 年 月 日	
(治療中) (治療済) 治療見込時期 年 月 日頃	届出警察署 届出年月日 年 月 日	

*事故状況欄に記入しきれない場合は、別紙にてご報告ください。(報告フォームは問いません)
 *遭難捜索費用(救援者費用)・日常生活賠償の場合、事故状況欄に詳細ご記入願います。

共済事務センター受付日	代理店受付日	公務2・営2受付日	損害サービスセンター受付日

A24-101611 承認年月:2024年12月

募集要項

登山コース

ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース

Q & A

参考

お支払いする場合
 の保険料表

ご注意

各コースの
 日常生活賠償なし
 の保険料表

重要事項のご説明

募集要項

申込締切日：Webトップページ掲載の「お知らせ」をご参照ください。

保険期間：2025年4月1日午前0時～2026年4月1日午後4時 1年間

払込方法：日山協山岳共済会の会員登録時に登録いただいたクレジットカードでのお支払いとなります（一時払）。詳細は、2025年度「日山協山岳共済会会員様限定 山岳遭難・捜索保険」募集トップページの募集概要内、「払込方法」をご参照ください。

<中途加入の補償期間について>

中途加入の場合の補償開始日はWebトップページ掲載の「お知らせ」または2ページをご参照ください。保険終期は2026年4月1日午後4時です。

お申込手続き方法

毎年共済会年会費（1,000円）も必要です

Webトップページ掲載の「お知らせ」をご参照ください。

中途加入について

◆補償開始日はWebでの保険申込完了日の保険会社翌営業日+1日です。

◆Webでのお手続き可能時間は7時～26時までです。ただし24時～26時の間にお手続きされた場合には日付が変わりますのでご注意ください（下記例2）。

※祝日は保険会社非営業日となり、+1日扱いになります。ご注意下さい。

例1:水曜日の7:00～24:00までの間にお申込みいただいた場合

保険申込完了日	保険会社翌営業日	補償開始日
水曜日	木曜日	金曜日

例2:水曜日の24:00～26:00までの間にお申込みいただいた場合

保険申込完了日	保険会社翌営業日	補償開始日
木曜日	金曜日	土曜日

例3:木曜日の7:00～24:00までの間にお申込みいただいた場合

保険申込完了日	保険会社翌営業日	補償開始日
木曜日	金曜日	土曜日

例4:木曜日の24:00～26:00までの間にお申込みいただいた場合

保険申込完了日	(保険会社休業日)	保険会社翌営業日	補償開始日
金曜日	土・日曜日	月曜日	火曜日

会員証（保険加入者証）の発送について

貼り合わせハガキでのご送付となります。

【4月1日始期の方】3月より順次発送いたします。

【中途加入の方】補償開始日後のご送付となる場合があります。

※会員証（保険加入者証）の有無は保険の効力には影響ありません。加入者証がお手元に届くまでの間も補償開始日から保険の効力は発生します。

引受制限について

本制度は、加入者の皆さまの相互扶助の制度であり、安定的かつ公平性のある運営を目指しています。本パンフレット掲載保険始期の「3年度前から起算した過去2年間」で保険金支払事故が10件以上あった方は、次年度継続加入をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

登山コース

山岳登山*1もされる方向け

登山する皆さまに必要な補償がセットされています。

- 登山用具を使用しない登山はもちろん、ピッケル、アイゼン、ロープ(ザイル)等の登山用具を使用する**登山中の傷害事故**も補償^(注1)
- **山岳登山*1**の行程中に遭難された場合の**遭難捜索費用**^(注2)
- 日常生活の賠償事故にも対応(登山中の賠償事故にも対応)
※ただし、業務として登山を行う場合の賠償事故は対象外となります。
- ケガによる**入院・通院・手術**を補償するタイプも選べます

(注1) 死亡・後遺障害・入院・手術については、運動危険等補償特約(区分A)がセットされるため、14ページ「補償対象外となる運動等」のうち、下表に記載された範囲の運動等を行っている間のケガの場合も、保険金をお支払いします。

区分	対象となる運動等
A	山岳登山*1およびこれに類する危険な運動。ただし、特に危険な山岳登山(注)を除きます。 (注)特に危険な山岳登山とは、標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登山、および、標高6,000m以上で山岳登山をする場合をいいます。

(注2) 遭難捜索費用(遭難時の費用)については、日本国内の山岳登山のみが対象*2となります。疾病が原因の遭難の場合でもお支払対象となります。

- *1 死亡・後遺障害・入院・手術における「山岳登山」は14ページ「補償対象外となる運動等」の「山岳登山」、遭難捜索費用における「山岳登山」とは13ページ「遭難捜索費用保険金」の「保険金をお支払いする場合(*1)」をご覧ください。
- *2 海外において登山を行われる方は、加入していただく保険が異なります。詳しくは日山協山岳共済会山岳共済事務センターにお問合わせください。

お支払い実績

- 単独で入山したが、連絡が取れないため警察署にて捜索開始、発見できないため3日で捜索が打ち切られた。家族が民間捜索機関に捜索を依頼し約2か月後の遺体発見。遭難捜索費用約130万円のお支払いと死亡保険金250万円のお支払い。
- 自然壁でのクライミング中に確保操作を誤りクライマーを転落させた。賠償事故として約230万円のお支払い。
- 山岳登山中に沢に滑落、民間の救助隊に捜索を依頼、日当5万円×5名×4日・その他費用(消耗品費等)で130万円のお支払い。

「遭難」とは、一般的に生死に関わる危険に遭遇し、自力での帰還が不可能になった状態をいいます。詳細は8ページのQ&Aおよび9ページをご覧ください。

登山コースの加入タイプ

毎年共済会年会費(1,000円)も必要です

すべてのタイプに熱中症危険補償特約と天災危険補償特約が付いています。

必要な補償、ご希望に合わせてお選びいただけます。

登山中の事故に限らず、その他のスポーツ活動中によるケガ、日常生活中におけるケガも補償の対象ですので、**入院補償付きのタイプ**をおすすめします。

保険金額	入院補償付き			入院補償なし		
	タイプ名	1S	1C	1D	S	C
傷害死亡・後遺障害*1	100万円	250万円	500万円	100万円	250万円	500万円
遭難捜索費用	100万円	200万円	300万円	100万円	200万円	300万円
傷害入院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円	なし	なし	なし
傷害手術保険金*2	○	○	○	なし	なし	なし
傷害通院保険金日額	500円	700円	1,000円	なし	なし	なし
日常生活賠償*3	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
年払保険料	9,040円	15,350円	23,020円	5,360円	10,050円	15,670円

- *1 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
(注)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。
- *2 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。
- *3 日常生活賠償の補償がないタイプは17ページをご確認ください。

中途加入の方の保険料

補償開始日が4/1以外の方

保険金額	入院補償付き			入院補償なし			
	補償開始月/タイプ名	1S	1C	1D	S	C	D
	4月	9,040円	15,350円	23,020円	5,360円	10,050円	15,670円
	5月	8,300円	14,080円	21,120円	4,920円	9,220円	14,370円
	6月	7,550円	12,790円	19,180円	4,470円	8,370円	13,050円
	7月	6,800円	11,520円	17,280円	4,030円	7,540円	11,760円
	8月	6,020円	10,220円	15,340円	3,570円	6,690円	10,440円
	9月	5,280円	8,950円	13,440円	3,130円	5,860円	9,140円
	10月	4,540円	7,700円	11,530円	2,690円	5,040円	7,850円
	11月	3,780円	6,410円	9,600円	2,240円	4,200円	6,530円
	12月	3,020円	5,130円	7,680円	1,790円	3,360円	5,230円
	1月	お問合わせください					
	2月						
	3月						

中途加入の詳細は2ページをご覧ください。

ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース

初心者でも可能な登山*
(ハイキング等)をされる方向け

- すべてのタイプに傷害事故による**死亡・後遺障害、入院、手術と救援者費用等の補償**をセット
- 日常生活の賠償事故が対象となる日常生活賠償責任補償付きも選べます
(登山中の賠償事故にも対応)
※ただし、業務として登山を行う場合の賠償事故は対象外となります。
- ケガによる**通院**を補償するタイプも選べます(コースによって異なります)
※ピッケルやアイゼン(軽アイゼンは除く)等の登山用具を使用する登山やロッククライミングは本コースではお支払い対象外となります。(登山コースへご加入ください)

● 死亡・後遺障害・入院・手術については運動危険等補償特約(区分E)がセットされるため、14ページ「補償対象外となる運動等」の「山岳登山」のうち、下表に記載された範囲の運動等を行っている間のケガの場合も、保険金をお支払いします。

区分	対象となる運動等
E	人工壁におけるクライミング(注) (注)人工壁におけるクライミング 安全確保のためのロープを使用するものに限りです。

● 救援者費用については、14ページ「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故や疾病により発生した費用は補償対象外です。

海外でのハイキング中の疾病(高山病等)による捜索・救助活動に対する費用補償を希望される場合、加入していただく保険が異なります。詳しくは日山協山岳共済会山岳共済事務センターにお問合わせください。

*山岳登山に該当しない登山とは、「山岳登山」に該当するかどうかは、その登山が特殊な技術と経験を要するものかどうかにより判断します。たとえば、いわゆる軽アイゼン(夏山登山で雪渓を越えるための簡単なアイゼン)を装着するような場合は、初心者でも可能な普通の登山と判断されます。

お支払い実績

- ・(山岳登山以外の)登山中にケガをして長期入院し、救援者費用等と入院・通院と合わせて約20万円のお支払い。
- ・(山岳登山以外の)登山中にケガをした。救援者費用は発生しなかったが、その後に後遺障害認定で100万円のお支払い。

8ページのQ&Aもご参照ください。

ハイキングコースの加入タイプ

毎年共済会年会費(1,000円)も必要です

すべてのタイプに**熱中症危険補償特約と天災危険補償特約**が付いています。
登山中の事故に限らず、その他のスポーツ活動中によるおケガ、日常生活中におけるおケガも補償対象ですので、**通院補償付きのタイプ**をおすすめします。

保険金額	おすすめ 通院補償付き Ⅱ	通院補償付き Ⅲ	通院補償なし Ⅰ
タイプ名	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ
傷害死亡・後遺障害*1	400万円	200万円	200万円
救援者費用等	500万円	500万円	500万円
傷害入院保険金日額	3,000円	2,000円	1,500円
傷害手術保険金*2	○	○	○
傷害通院保険金日額	1,500円	1,000円	なし
日常生活賠償*3	1億円	1億円	1億円
年払保険料	9,540円	6,470円	3,520円

※1 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

※2 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

※3 日常生活賠償の補償がないタイプは17ページをご確認ください。

中途加入の方の保険料

補償開始日が4/1以外の方

ハイキングコース 補償開始月/タイプ名	おすすめ Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ
4月	9,540円	6,470円	3,520円
5月	8,760円	5,950円	3,230円
6月	7,950円	5,390円	2,940円
7月	7,170円	4,870円	2,660円
8月	6,350円	4,310円	2,340円
9月	5,570円	3,780円	2,050円
10月	4,790円	3,250円	1,780円
11月	3,990円	2,700円	1,470円
12月	3,190円	2,160円	1,180円
1月	お問合わせください		
2月			
3月			

中途加入の詳細は2ページをご覧ください。

トレランコースの加入タイプ

毎年共済会年会費(1,000円)も必要です

すべてのタイプに熱中症危険補償特約と天災危険補償特約が付いています。

トレランコースは、ハイキングコースの保険金額をトレイルランニング愛好の方向けに設定したものです。

保険金額	通院補償付き	通院補償なし
タイプ名	TR2	TR1
傷害死亡・後遺障害 ^{※1}	200万円	200万円
救援者費用等	300万円	500万円
傷害入院保険金日額	2,000円	1,500円
傷害手術保険金 ^{※2}	○	○
傷害通院保険金日額	1,000円	なし
日常生活賠償 ^{※3}	1億円	1億円
年払保険料	6,350円	3,520円

スポーツクライミングコースの加入タイプ

毎年共済会年会費(1,000円)も必要です

すべてのタイプに熱中症危険補償特約と天災危険補償特約が付いています。

スポーツクライミングコースは、ハイキングコースの保険金額をスポーツクライミング愛好の方向けに設定したものです。

保険金額	日常生活賠償付き
タイプ名	CL1
傷害死亡・後遺障害 ^{※1}	200万円
救援者費用等	300万円
傷害入院保険金日額	2,000円
傷害手術保険金 ^{※2}	○
傷害通院保険金日額	1,000円
日常生活賠償 ^{※3}	1億円
年払保険料	6,350円

- ※1 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
 (注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。
- ※2 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。
- ※3 日常生活賠償の補償がないタイプは17ページをご参照ください。

中途加入の方の保険料 補償開始日が4/1以外の方

トレランコース		
補償開始月/タイプ名	TR2	TR1
4月	6,350円	3,520円
5月	5,840円	3,230円
6月	5,290円	2,940円
7月	4,780円	2,660円
8月	4,230円	2,340円
9月	3,710円	2,050円
10月	3,190円	1,780円
11月	2,650円	1,470円
12月	2,120円	1,180円
1月	お問い合わせください	
2月		
3月		

スポーツクライミングコース		
補償開始月/タイプ名	CL1	
4月	6,350円	
5月	5,840円	
6月	5,290円	
7月	4,780円	
8月	4,230円	
9月	3,710円	
10月	3,190円	
11月	2,650円	
12月	2,120円	
1月	お問い合わせください	
2月		
3月		

中途加入の詳細は2ページをご覧ください。

Q&A

Q. 登山コースとハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコースとの違いはなんですか?(傷害保険金)

A. 登山コースは、ピッケル、アイゼン、ロープ(ザイル)等の登山用具を使用する登山やロッククライミング中の事故も対象としています。ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコースはこれらの登山用具を使用しない登山、人工壁におけるクライミング中の事故を対象としています。各コースにおける対象となる事故の範囲の詳細はP5をご覧ください。

Q. 病気(既往症)が原因で緊急に遭難・遭難活動が必要になった場合、遭難捜索費用と救援者費用等は支払ってもらえますか?

A. 下記のとおりです。

コース	お支払い対象かどうか
登山コースの遭難捜索費用	既往症に関係なく、疾病が原因で登山の続行が不可能となり、遭難といえる状態に該当するときは遭難捜索費用保険金がお支払い対象となります。
ハイキングコースなどの救援者費用等	疾病が原因で事故が発生したときは、救援者費用等は対象外となります。

Q. 海外での登山を予定しています。補償の対象になりますか?

A. 海外登山向けの保険を別途ご案内させて頂いております。事務センターまでお問い合わせください。

Q. 噴火による噴石でケガをした場合は補償の対象となりますか?

A. 天災危険補償特約がついておりますので、傷害保険金がお支払いの対象となります。

Q. 熱中症により入院をした場合は補償の対象となりますか?

A. 熱中症危険補償特約がついておりますので、入院・通院等傷害保険金がお支払いの対象となります(傷害死亡保険金は対象外)。

Q. 雪山には行きませんが夏山の雪渓を越える際に軽アイゼンを使用します。ハイキングコースでは補償の対象となりませんか?

A. 夏山の軽アイゼンの使用は登山コース以外のハイキングコースなどで対応が可能です。

Q. 遭難等により自力下山できなくなった場合はどこに連絡すればよいですか?

A. 警察・消防等公的機関にまずはご連絡ください。

Q. 熱中症危険補償特約では熱中症で救助を受けた場合に救助費用は補償対象となりますか?

A. 熱中症危険補償特約では傷害保険金(傷害死亡保険金は対象外)は補償の対象となりますが、ハイキングコースの救援者費用は対象外となります。登山コースの遭難捜索費用では疾病原因による救助費用も補償の対象となります。

Q. 天災危険補償特約では噴火による事故によりケガをし救助を受けた場合に救助費用は補償の対象となりますか?

A. 天災危険補償特約では傷害保険金は補償の対象となりますが、ハイキングコースの救援者費用は対象外となります。登山コースの遭難捜索費用では噴火による救助費用も補償の対象となります。

Q. ヘリコプターの出動費用が1分1万円と聞きました。救助費用は足りるでしょうか?

A. 現在では救助に出動するヘリコプターは基本的に警察や消防等公的機関の所属です。公的機関の場合に出動費用は請求される事はありませんが燃料代等が請求される場合があります。

Q. 登山中に転んでしまい前を歩いていた人を巻き込みケガをさせてしまいました。その場合相手への治療費の支払い等は補償の対象となりますか?

A. 日常生活賠償付きのタイプにご加入されていれば補償の対象となります。(法律上の損害賠償責任を負った場合に限りです。)

Q. 登山には関係ありませんが家で転んで骨折し入院してしまいました。そのような場合でも補償の対象となりますか?

A. はい。入院通院補償付きの加入タイプであればそのような場合でもお支払いの対象となります。

遭難搜索費用保険金の考え方

遭難搜索費用保険金の考え方について〔登山コース〕

遭難搜索対象者が日本国内での山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具の使用有無を問わず、登山用具を使用しない軽登山も含みます。）中に遭難したことにより、その搜索・救助・移送のため搜索活動を行った方（警察官、自治体等）からの請求に基づき、被保険者（遭難搜索対象者が死亡した場合は法定相続人のうち、その費用を負担した方、法定相続人がいない場合は、その方に代って搜索費用を負担した方）が支払った搜索費用でかつ社会通念上妥当な費用を遭難搜索費用保険金額を限度としてお支払いします。

① 「遭難の発生」とは

「遭難」とは、一般的に「生死に関わる危険に遭遇し、自力での帰還が不可能になった状態」をいいます。なお、「遭難」が明らかでない場合は、下山予定日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山せず、保険契約者または遭難搜索対象者の親族が被保険者の搜索を次のいずれかに対し依頼したことをもって、「遭難」が発生したとみなします。

- (1) 警察、消防団その他の公的機関
- (2) 被保険者の所属する山岳会またはその他の山岳会
- (3) 有料遭難救助隊

（例）山岳登山中に、肺炎などご病気が原因で遭難・死亡した場合は、傷害死亡保険金はお支払いできませんが、その搜索救助活動に要した必要または有益な費用は、遭難搜索費用保険金として、お支払いします。

〈注意〉

本保険制度における遭難とは、山岳登山中のあらゆる事故を意味するのではなく、転滑落、吹雪、風雨・なだれ、落石、道迷い等、山岳登山に特有の事故に遭うことによっていわゆる遭難という状態になったことを意味するものです。従って、山岳登山の行程中の事故でも、転倒による捻挫等のケガ、腹痛等と同程度のものはこの特約で定める遭難とはみなしません。病気、ケガ等により、登山続行不能となった場合は、遭難搜索対象者の自力または同行したグループのみの力によって下山し得るならば遭難とは考えませんが、事故の結果下山が遅れ、救助活動を必要としたような場合には、事故の状況、形態、場所、時間の経過等を踏まえ、社会通念上の観点から遭難と判断されるものは対象とします。

② 「搜索者」の範囲

「搜索者」とは「遭難搜索対象者の搜索活動に従事した者」と規定されています。具体的には、遭難搜索対象者の搜索、救助、移送等の搜索活動に従事した者をいい、必ずしも遭難搜索対象者、保険契約者または遭難搜索対象者の親族から搜索活動を直接依頼された者のみに限定されません。

③ 「搜索費用」の範囲

13ページ遭難搜索費用保険金「保険金のお支払額」に規定されているとおり、搜索者に対し、搜索に要した必要または有益な費用のうち、搜索者からの請求に基づき被保険者が負担した費用をいいます。お支払いする費用の例示は下記の通りです。

【被保険者が負担した費用の例示】

- 搜索者の日当、報酬、手当、食費、宿泊費、交通費
- 遭難搜索対象者の搜索活動の過程において応急手当のために要した医療費
- 遭難搜索対象者の搜索活動のために必要とした通信費、器材費、消耗品費
- 遭難搜索対象者の搜索活動のために必要とした移送費（ヘリコプター使用料等）

救援者費用等保険金の考え方

救援者費用等保険金の考え方について〔ハイキングコース〕／〔トレランコース〕／〔スポーツクライミングコース〕

救援対象者が次の1～3のいずれかに該当したことにより費用が発生した場合に、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族が負担したA～Eの費用を救援者費用等保険金額を限度にお支払いします。

【お支払いする事由】

1. 搭乗する航空機または船舶の行方不明または遭難
2. 急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、または緊急な搜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
3. 保険期間中に被ったケガがもつて180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合

【お支払いする費用】

- A. 遭難した救援対象者の搜索・救助・移送する活動に要した費用（搜索救助費用）
- B. 救援者の現地への交通費（救援者2名分まで）
- C. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料（救援者2名分かつ1名につき14日分まで）
- D. 救援対象者を現地から移送する費用
- E. 諸雑費（20万円限度。ただし、日本国内では3万円限度。）

（注）保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。また、上記B、Cにつきましては、【お支払いする事由】2. に対しては、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な搜索もしくは救助・移送活動が終了した後に現地へ赴く救援者にかかる費用は除きます。

【各項目の定義】

① 「救援対象者」とは

普通保険約款における被保険者をいいます。

② 「救援者」とは

救援対象者の搜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。

③ 「搜索救助費用」の範囲

搜索救助費用は遭難した救援対象者を搜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した方からの請求に基づいて支払った費用をいい、社会通念上妥当な部分について保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・お支払いしない主な場合

※印を付した用語については、14ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
【登山コース】・【ハイキングコース】・【トレランコース】	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している間のケガ ●脳疾患、病气*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ(運動危険等補償特約がセットされているため、コースのタイプに応じた特約に記載の運動等を行っている間のケガは、補償対象となります。詳細は別記をご覧ください。) ●別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
【登山コース】・【ハイキングコース】・【トレランコース】	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している間のケガ ●脳疾患、病气*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ(運動危険等補償特約がセットされているため、コースのタイプに応じた特約に記載の運動等を行っている間のケガは、補償対象となります。詳細は別記をご覧ください。) ●別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
【登山コース】・【ハイキングコース】・【トレランコース】	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している間のケガ ●脳疾患、病气*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ(運動危険等補償特約がセットされているため、コースのタイプに応じた特約に記載の運動等を行っている間のケガは、補償対象となります。詳細は別記をご覧ください。) ●別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
【登山コース】・【ハイキングコース】・【トレランコース】	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している間のケガ ●脳疾患、病气*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ(運動危険等補償特約がセットされているため、コースのタイプに応じた特約に記載の運動等を行っている間のケガは、補償対象となります。詳細は別記をご覧ください。) ●別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
【登山コース】・【ハイキングコース】・【トレランコース】	傷害通院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している間のケガ ●脳疾患、病气*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ(運動危険等補償特約がセットされているため、コースのタイプに応じた特約に記載の運動等を行っている間のケガは、補償対象となります。詳細は別記をご覧ください。) ●別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約(全てのタイプ)	後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害*が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。
天災危険補償特約(全てのタイプ)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約(全てのタイプ)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
【登山コース】・【ハイキングコース】・【トレランコース】	日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等*(*)を運行不能*(*)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

募集要項

登山コース

ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース

Q&A

1参考

お支払いする場合

1注意

各コースの日常生活賠償なしの保険料表

重要事項のご説明

募集要項

登山コース

ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース

Q&A

1参考

お支払いする場合

1注意

各コースの日常生活賠償なしの保険料表

重要事項のご説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>遭難捜索費用保険金 ★遭難捜索費用補償（免責事由変更型）特約</p>	<p>日本国内において山岳登山^{(*)1}の行程中に遭難捜索対象者[*]が次のいずれかに該当したことにより、被保険者^{(*)2}が捜索費用を負担された場合</p> <p>①保険期間中に遭難された場合 ②遭難捜索対象者の遭難が明らかでない場合には、下山予定日時の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山せず、保険契約者または遭難捜索対象者の親族[*]が、遭難捜索対象者の捜索、救出または移送を次の機関に依頼したとき。 ・警察、消防団その他の公の機関 ・遭難捜索対象者の所属する山岳会またはその他の山岳会 ・有料遭難救助隊</p> <p>(*)1「山岳登山」とは、この特約においてはピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具の使用有無を問いません。また、ロッククライミング、フリークライミングを含みます。 (*)2「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、遭難捜索対象者が死亡して発見された場合または捜索費用を捜索者[*]に支払う前に死亡された場合は、遭難捜索対象者の法定相続人のうちその費用を負担した方をいいます。</p>	<p>遭難捜索費用の額 捜索者[*]に対し、捜索[*]に要した必要または有益な費用のうち、捜索者[*]からの請求に基づき被保険者が負担された費用をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、遭難捜索費用保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、遭難捜索対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用している運転中の事故により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ[*]または病気[*]の治療[*]以外の遭難捜索対象者に対する外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動により発生した費用（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 <p>など</p>
<p>救援者費用等保険金 ★救援者費用等補償特約</p>	<p>救援対象者[*]が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者^(*)が費用を負担された場合</p> <p>①保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③保険期間中に被ったケガ[*]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院[*]された場合</p> <p>(*)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族[*]をいいます。</p>	<p>救援者費用等の額 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救援対象者[*]の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者[*]の現地^{(*)1}までの1往復分の交通費（救援者2名分まで）^{(*)2} ウ. 救援者の現地^{(*)1}および現地^{(*)1}までの行程での宿泊料（救援者2名分かつ1名につき14日分まで）^{(*)2} エ. 死亡されたまたは治療[*]を継続中の救援対象者を現地^{(*)1}から移送する費用 オ. 諸雑費（救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地^{(*)1}において支出した交通費・通信費等を含みます。） ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。</p> <p>(*)1事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。 (*)2上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、救援対象者[*]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用している運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病気[*]または心身喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ[*]の治療[*]以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動により発生した費用（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[*] ●入浴中の溺水[*]（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）[*]によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 <p>など</p>

<※印の用語のご説明> 五十音順

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
救援者費用等補償特約	救援対象者 [*] 以外の医師
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「救援者」とは、救援対象者^{*}の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族^{*}（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。
- 「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長骨骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。）
ただし、長骨骨を含めギブス等^{*}の固定具を装着した場合に限り、
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）
ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限り、
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間^{*}内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金・傷害通院保険金
- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院^{*}が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金・傷害通院保険金
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{(*)1}。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
② 先進医療^{*}に該当する診療行為^{(*)2}
(*)1 ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*)2 ②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「捜索」とは、遭難捜索対象者を捜索、救助または移送することをいいます。

- 「捜索者」とは、遭難捜索対象者の捜索活動に従事した者をいいます。
- 「遭難捜索対象者」とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療^{*}を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

補償対象外となる運動等	
山岳登山 ^{(*)1} 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^{(*)2} 操縦 ^{(*)3} 、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機 ^{(*)4} 搭乗、ジャイロプレーン搭乗	その他これらに類する危険な運動
(*)1ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 (*)2 グライダーおよび飛行船は含みません。 (*)3 職務として操縦する場合は含みません。 (*)4 モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	

補償対象外となる職業	
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士	その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

【特約の説明】					
セットする特約	特約の説明				
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為は補償の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。				
運動危険等補償特約（全てのタイプ）	上記の「補償対象外となる運動等」のうち、特約に記載された範囲の運動等を行っている間のケガ [*] の場合も、傷害保険金をお支払いします。補償対象となる運動等は以下のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>登山コースの場合：区分A</th> </tr> <tr> <td>山岳登山^(*)およびこれに類する危険な運動。ただし、特に危険な山岳登山^(*)を除きます。 (注) 特に危険な山岳登山とは、標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登山、および、標高6,000m以上で山岳登山をする場合をいいます。</td> </tr> <tr> <th>ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコースの場合：区分E</th> </tr> <tr> <td>人工壁におけるクライミング^(*) (注) 人工壁におけるクライミング安全確保のためのロープを使用するものに限ります。</td> </tr> </table>	登山コースの場合：区分A	山岳登山 ^(*) およびこれに類する危険な運動。ただし、特に危険な山岳登山 ^(*) を除きます。 (注) 特に危険な山岳登山とは、標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登山、および、標高6,000m以上で山岳登山をする場合をいいます。	ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコースの場合：区分E	人工壁におけるクライミング ^(*) (注) 人工壁におけるクライミング安全確保のためのロープを使用するものに限ります。
登山コースの場合：区分A					
山岳登山 ^(*) およびこれに類する危険な運動。ただし、特に危険な山岳登山 ^(*) を除きます。 (注) 特に危険な山岳登山とは、標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登山、および、標高6,000m以上で山岳登山をする場合をいいます。					
ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコースの場合：区分E					
人工壁におけるクライミング ^(*) (注) 人工壁におけるクライミング安全確保のためのロープを使用するものに限ります。					

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & A Dインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 入力画面への入力の漏れ・誤りがなにかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、入力画面に正しくご入力いただきますようお願い申し上げます。

入力の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは再入力をお願いいたします。

皆さまご確認ください。
・ 入力画面の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご入力いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご入力ください。
＊ご入力いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがなにかをご確認いただきましたか？
・ 入力画面の「他の保険契約等」欄は正しくご入力されていますか？

3. 次に該当する場合には入力画面へのご入力が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・引受保険会社所定の診断書・診療状況申告書・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書・死亡診断書・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて前記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 遭難捜索費用保険金、救援者費用等保険金請求の場合**
 - ④遭難捜索費用保険金、救援者費用等保険金請求書
 - ⑤遭難捜索費用請求者の領収証およびその内訳を示す明細書・領収証類（しおりの支払保険金（遭難費用の範囲と支払基準）についてをご参照ください。）
 - ⑥山岳遭難事故届出（現認）証明書
 - ⑦捜索活動の記録（日誌）等
 - ⑧遭難の発生を証明する書類（警察署の証明書・新聞の切り抜き等、または上記⑥がある場合は、代用できます。）
 - ⑨登山計画書（写）
- *上記の書類以外にも、書類のご提出をお願いすることがありますのでご了承ください。**【保険金請求に関してのお願い】**
- 登山協山岳共済会では事故にあわれた会員の方が保険金請求を行う際に、事故原因分析のためのアンケートのご提出を依頼しております。今後の遭難対策に役立てるために必要ですので、是非ご協力をお願いいたします。
- <代理請求人について>
- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方に必ずご説明ください。**
- （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。（注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合には別途代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご注意ください

- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この保険は登山協山岳共済会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- この制度でお申込人および被保険者（補償の対象者）本人*となれる方の範囲は、登山協山岳共済会の会員です。（*）入力画面の被保険者ご本人欄に入力の方をいいます。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。（なお、被保険者には、普通保険約款・特約は配布していませんので、普通保険約款・特約が必要な場合は、お手数ですが、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。）
- ご加入いただいた後にお届けする会員証（保険加入者証）は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
- 【ケガの補償】**
- 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 【上記以外の補償】**
- 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

事故にあわれた場合

- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- <保険金支払いの履行期>
- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）
- （*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- （*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- （*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>
- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 【ご提出いただく書類】**以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
- ・引受保険会社所定の保険金請求書・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、入力画面の保険金請求履歴欄にその内容を必ず入力してください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・ 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・ 普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（*）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（新規加入の方は午前0時）に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

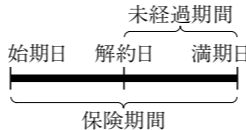
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申しください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分も少なくあります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。ただし本団体制度は中途解約のご対応が原則でかかれますので、ご注意ください。



※19ページの(2)その他の注意事項4つ目の■に該当する場合は解約を求めることができます。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 瀬田工業有限公司 TEL 03-3983-8702
FAX 03-5958-3397

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

こちらからアクセスできます。

QRコード

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料) 事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【携帯電話 (全国共通・通話料有料)】 0570-022-808
・受付時間[平日9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/index.html